

令和6年2月26日の知事定例記者会見で御質問があった 県内に避難してきたウクライナ避難民に対する就労支援について

1 県が把握している県内ウクライナ避難民数

32人
(仙台市24人、石巻市3人、多賀城市5人※令和6年2月2日現在)

2 ウクライナ避難民に対する就労支援

【現状】

- 本県における避難民は、親類を頼って避難された方々と大学等の留学生などの場合が多い。
- 現時点で、就労を望む避難民のうち、ハローワークを介し就労した方もいる。また、その他の就労希望者も、身元引受人や雇用を直接申し出た民間企業にて就労している。
- 長期滞在を見据え就労を希望する避難民の中には、日本語を上達させるため、まずは日本語学校に通学してもらい、語学力アップを図ってから就労を目指すとした方もいる。

【県の支援】

- 県では、就職支援拠点（みやぎ若年者就職支援センター（みやぎジョブカフェ）、みやぎ人財活躍応援センター（みやぎシゴトサポーター））において、避難民が来所した場合に、相談に応じる体制を整えている。
- また、県における言語対応として、県内4か所（石巻・気仙沼・大崎・大河原）に設置しているみやぎ人財活躍応援センター（みやぎシゴトサポーター）に翻訳機（ウクライナ語も可）を整備し、相談体制を整えている。

<参考>県のその他の支援

- 公益財団法人 宮城県国際化協会にみやぎ外国人相談センターを整え、相談体制を整備。
- 避難民の方の希望により、県営住宅を提供。
- 日本語講座の受講費用補助。
- 通院時などにおける通訳サービスの利用料補助。